

企画競争説明書

業務名称：パプアニューギニア国ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト

調達管理番号：20a00234

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年7月22日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年7月22日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パプアニューギニア国ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

- () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。このため、本邦研修（または本邦招へい）にかかる報酬及び直接経費については、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年10月 ～ 2022年10月

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約一課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 都市・地域開発グループ

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年8月3日 12時

- (2) 提出先：上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年8月7日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年8月21日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出を原則とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
3) 虚偽の内容が記載されているとき
4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
a) 旅費（航空賃）
b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
e) 本邦研修に係る経費
3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) ベースマップ作成費用 1,000 万円
 - b) 環境社会配慮再委託に係る経費 700 万円
 - c) パイロットプロジェクト実施費用 1,000 万円
 - d) 現況調査 1,000 万円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) 現地通貨 = 31.6967 円
 - b) US\$ 1 = 107.407 円
 - c) EUR 1 = 120.814 円
- 5) その他留意事項
- ポートモレスビー市及びモロベ州レイ市のみ「調整宿泊料単価（上限）」を適用することとし、格付（号数）に関わらず、一律 15,500 円／泊とする。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／都市計画
- b) 港湾計画
- c) 運輸計画（道路、空港）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 15 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第 1 位の者の点数の 2.5% 以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として 2.5 点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。
最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年9月4日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、

「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。)コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件では

ありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務
実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：インフラ開発計画に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、**コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。**

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／都市計画

➤ 港湾計画

➤ 運輸計画（道路、空港）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市計画）】

a) 類似業務経験の分野：インフラ開発計画にかかる各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア国及び全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 港湾計画】
- a) 類似業務経験の分野：港湾計画にかかる各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア国及び全途上国
 - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 運輸計画（道路、空港）】
- a) 類似業務経験の分野：運輸計画（道路、空港）にかかる各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア国及び全途上国
 - c) 語学能力：なし

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
	(26.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／開発計画</u>	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(11.00)
ア) 類似業務の経験	—	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>港湾計画</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>運輸計画（道路、空港）</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

パプアニューギニアは、人口8.61百万人（2018年時点）を有し、ニューギニア本島の東側半分、ビスマーク諸島等600以上の島嶼で構成されている。当国の北東部に位置するニューブリテン島は、ニューギニア本島に次ぐ第二の面積を有し、東ニューブリテン州（以下、「ENB州」という）と西ニューブリテン州で構成されている。ENB州のココポ・ラバウル地区は、全国第4位の貨物取扱量があるラバウル港及び全国第4位の利用者数があるトクア空港を有するなど、周辺島嶼部の産業・物流・人的往来の拠点となっている。主要産業は、ココアやパーム油等の一次産品の輸出であり、対外依存度が極めて高く、港や空港等の社会インフラ整備が必要不可欠である。ENB州の人口32.8万人（2011年時点）は、当国平均と同様に3%を超える増加率となっており、ココポ・ラバウル地区を中心に大きな人口増加が見込まれる。

このような中、ENB州は、より持続可能な開発を目指し、農産品の加工等の国内産業や観光業の育成を含む「東ニューブリテン州経済開発計画（2003-2030）」（以下、「ENBP-EDP」という）及び「東ニューブリテン州戦略開発計画（2011-2021）」（以下、「ENBP-SDP」という）を策定し、同州の開発を目指している。しかしながら、主要ネットワークとなるトクア空港からココポ、ラバウルにつながる幹線道路は、ポットホールや未舗装が多く交通に支障をきたし、トクア空港やラバウル港は、近年の需要に施設容量が追いつかない状況にあり、電力や上水道など含めた社会インフラの計画的な整備が課題となっている。

かかる状況の下、これらの東ニューブリテン州の州都であるココポ・ラバウルにおける社会経済状況の変化を踏まえ、パプアニューギニア政府は、本プロジェクトを我が国に要請した。

本要請を受けて、JICAは、2019年2月並びに8月に詳細計画策定調査団を派遣し、要請内容と現地調査に基づく本プロジェクトのフレームワークの協議を行い、2020年7月に東ニューブリテン州政府との間で協議議事録（Record of Discussion (R/D)）の署名をした。本プロジェクトは、同R/Dに沿って、本プロジェクト完了の10年後の2032年を目標年次とする、インフラ開発計画の策定を行う。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、ココポ・ラバウル地区におけるインフラ開発計画の作成支援を実施することにより、東ニューブリテン州政府並びに関係機関の能力開発を行うと共に、調和の取れたインフラ整備の促進、及び適切な予算措置の検討に貢献することを目的に実施するもの。

(2) 期待される成果

- 1) 2032年を目標年次としたココポ・ラバウル地区におけるインフラ開発計画策定
- 2) インフラ計画の策定にかかる能力強化

(3) 目標年次：計画策定時から10年後（2032年）。

(4) 対象セクター：対象セクターは道路、空港、港湾、上水、電力。

(5) 対象地域及び範囲

- 都市インフラであるコミュニティ道路、上水、電力：

Urban area of Kokopo District and Rabaul District

- 広域インフラである幹線道路、空港、港湾：

Kokopo District, Rabaul District, and Gazelle RLLG and Vunadidir/Toma RLLG (Gazelle District), excluding islands.

(6) 関係官庁・機関

実施機関：東ニューブリテン州政府（East New Britain Provincial Administration（以下、「ENBPA」という））

関係機関：本協力により策定される計画分野は多岐にわたるため、Steering Committee (S/C) 及びTechnical Working Group (TWG) を各分野担当機関及び省庁間横断にて構成、S/Cの議長は実施機関であるENBPAのProvincial Administrator（以下、「PA」という）とする。

3. 業務の目的

本業務は、ココポ・ラバウル地区におけるインフラ開発計画の策定支援をと共に、東ニューブリテン州政府並びに関係機関における開発計画作成の能力強化を行うことを目的に実施するもの。

4. 業務の範囲

本業務は、2020年7月にJICAとパプアニューギニア国東ニューブリテン州政府との間で署名された協議議事録（Record of Discussion (R/D)）に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。また、コンサルタントは本業務を通じてパプアニューギニア国政府機関関係者への技術移転も図る。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 対象地域と対象セクターについて

対象地域については、「2. プロジェクトの概要 (5) 対象地域及び範囲」に示した通り以下となる。

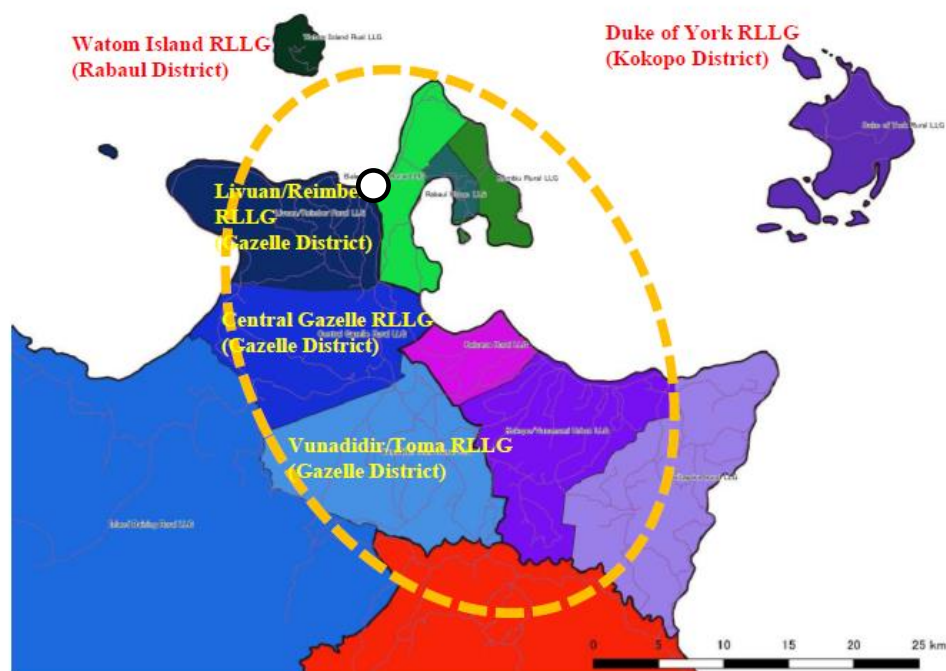
- 都市インフラであるコミュニティ道路、上水、電力：

Urban area of Kokopo District and Rabaul District

- 広域インフラである幹線道路、空港、港湾：

Kokopo District, Rabaul District, and Gazelle RLLG and Vunadidir/Toma RLLG (Gazelle District), excluding islands.

都市インフラ（コミュニティ道路、上水、電力）については、ココポとラバウルの市街地における計画の立案を行うものとする。また、広域インフラ（幹線道路、空港、港湾）については、対象地域（下図に示した破線部分）における運輸交通ネットワークを踏まえて検討するものとする。なお、ENBPによると下図の○で示したエリア周辺に産業団地（Industry Park）の計画を有していることから、この点も考慮に入れ検討すること。



(2) 実施体制

1) 実施機関

本事業の主要実施機関は、東ニューブリテン州のインフラ開発計画の策定主体である、東ニューブリテン州政府（ENBPA）となる。

これに加え、以下の関係機関と協議・調整して事業を実施する。

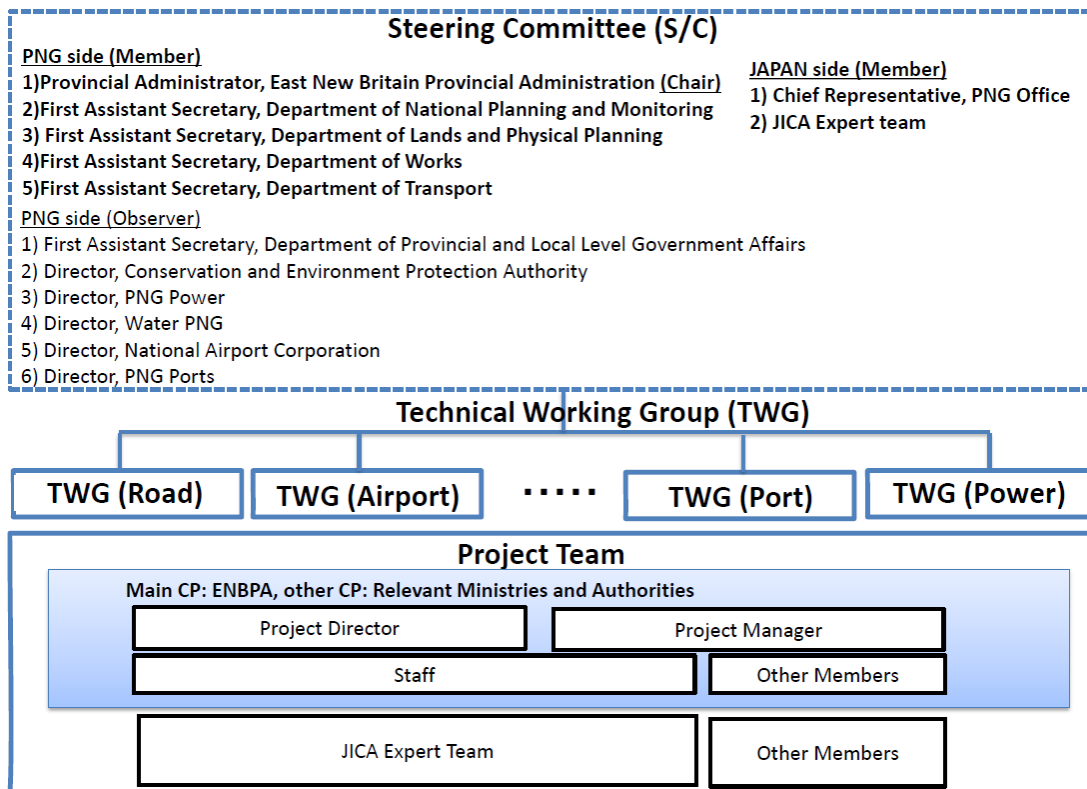
- 国家計画・モニタリング省（Department of National Planning and Monitoring、以下（DNPM））：各州の開発計画の承認・予算配賦計画を担当
- 土地計画省（Department of Lands and Physical Planning、以下（DLPP））：都市計画の監督を担当
- 運輸省（Department of Transport、以下（DOT））：空港、港湾計画等を監督
- 公共事業省（Department of Works、以下（DOW））：道路計画等を監督
- これらの省庁の傘下で、建設、運営を行う各公社

PNG Power、Water PNG、PNG Port、National Airport Corporation等

2) Steering Committee (S/C)

本業務においては、必要な意思決定を行うS/Cを設置する。構成は、実施機関であるENBPAのPAが議長を務め、メンバーとして、DNPM、DLPP、DOT、DOW、また、オブザーバーとして、その他関係機関や公社が参加する。

加えて、プロジェクトの円滑な実施のために各セクターにTechnical Working Group (TWG) を設置する。TWGでは、インフラ開発計画について関係機関との検討・調整を行うこととする。

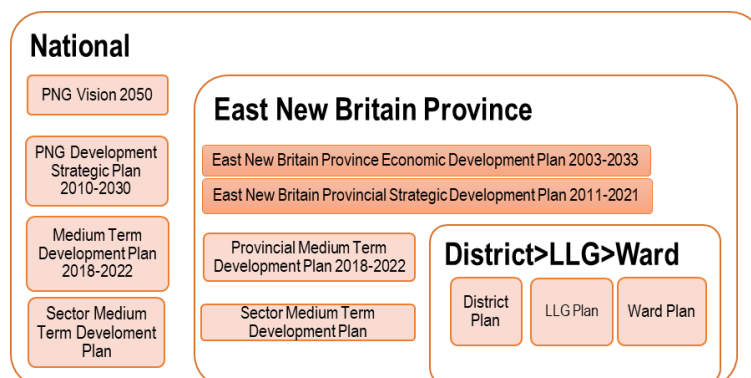


(3) 開発計画の体系と本事業の位置付けについて

1) 開発計画の体系

パプアニューギニアの開発計画の最上位には、「PNG Vision2050」があり国家の開発方針を示している。その下位の計画として「PNG Development Strategic Plan」があり、それに続き「Medium Term Development Plan (Sector Medium Term Development Plan含む)」と続く。これを踏まえ、近年、中央政府は、各州に対し「Provincial Medium Term Development Plan (Sector Medium Term Development Plan含む)」の作成を求め、このMedium Term Development Planは、中央政府の予算配分の根拠とすることになったため重要な文書となった。

一方、ENBPAは、独自に「ENBP-EDP」と「ENBP-SDP」を策定している。しかしながら、中央政府の上記方針を踏まえ、今後、中央政府による開発計画の体系を踏まえた対応が求められる状況にある。



2) 本事業の位置付け

本事業で策定するココポラバウルにおけるインフラ開発計画は、策定後に、先方政府によって、国家並びに州における「Medium Term Development Plan」に取り込むと共に、「ENBP-EDP」の公式な別添資料とすることを確認している。

そのため、調査団は、これらの開発計画の体系、各開発計画の記載内容に留意し、本事業を実施すること。



(4) ベースマップについて

本業務では、対象インフラのネットワーク・主要施設の配置を検討するにあたり、対象地域全域を含めたベースマップが必要となる。インフラ計画では、市街地の主要施設の配置、及び広域道路等のネットワークの検討を行うが、これらは微細な地形の起伏まで必要ないことから、ベースマップの縮尺は1/25,000を想定する。対象範囲は、ココポ地区、ラバウル地区、その間に挟まれたガゼル地区の一部とし、面積は650km²程度を想定する。

なお、DLPPのNational Mapping Bureauが等高線間隔50mの、縮尺1/250,000相当のベースマップを有している。そのため、本事業のベースマップは、経済性及び効率性を考慮し、既存のベースマップとDEM（解像度5m）を活用し、必要に応じて現地調査や既存資料で補充・修正することを想定している。が、プロポーザルにおいて、より効果的な方法があれば提案をすること。¹

¹ プロポーザルにおいて、ベースマップ作成費用として1,000万円を計上すること。

(5) インフラ開発計画の立案について

1) 産業計画について

本事業は、ココポ・ラバウル地区において計画的なインフラ整備が行われていない現状課題を改善するため、対象地域のインフラ開発計画の策定支援を実施するものである。広域インフラの検討においては、既存の産業計画（特に、農業、観光業等）やIndustry Parkの検討状況を踏まえ実施すること。その際には、以下（11）で実施する「現況調査」の結果を踏まえ、将来目指すべき姿、物流等の目標値等、わかりやすいシナリオを示した上で、必要とされる広域インフラを検討すること。

2) 港湾配置計画について

①ラバウル港の現状

ラバウル港は、半島に囲まれた天然の良港として、長年この地域の玄関口として機能してきた。地域拠点のココポであるココポの生活物資は、ラバウル港から搬入され、沿岸道路を通じて運搬されている。また、ラバウル港周辺には複数の工場も立地するなど、同港は、この地域にとって重要なインフラとなっている。

しかしながら、ラバウルとココポを結ぶ沿岸道路は、大雨の度に、道路脇の急峻な斜面が土砂崩れを起こし道路の復旧作業に多くの費用と時間が掛かる状況にある。また、ラバウル港自体も、降雨の度に、周辺の山から土砂が流入し、水深確保のための浚渫に多額の費用を要する等課題を抱えている。

かかる状況及びラバウル港の保管スペースの不足を踏まえ、PNG Port (DOT傘下の国営企業。港湾の運営管理を担う)は、2014年に「Rabaul Port Master Plan Report」を作成し、ココポ地区周辺の新港の必要性を提案しているが、その後の検討は進んでいない。

②港湾の配置計画

本業務では、既存計画等を踏まえ改めて同地域における港湾の適地選定の検討を行う。ココポ地区にラバウル港に代わる港湾を設置すれば沿岸道路の役割も変わってくるのが想定される等、港湾の配置計画は、同地域の発展に大きなインパクトを与える。そのため、港湾の配置計画は、本事業の最初の時点で検討をすること。また、この検討においては、地域の空間計画、物流のリダンダンシーの確保、費用対効果、地域住民の理解等を考慮し、複数案を検討し、CPや関係機関と慎重に協議を重ね、S/C等を通じて丁寧に合意形成を行うこと。

3) 市街地の土地利用計画について

ココポ地区の市街地は年率3%を超え人口が増加しており、市街地周辺地区も開発が進んでいる。現状、ココポ地区・ラバウル地区市街地における土地利用計画は、ENBPのDivision of lands and Physical Planningが作成したものがあがあるが、今後、スプロールを進展させないために、既存計画を活用しつつココポ地区、またラバウル地区の市街地及びその周辺部を対象に、土地利用計画を検討する。また、この土地利用計画を踏まえ、市街地の道路、上水、電力のネットワークを検討すること。

4) 道路計画

幹線道路については、産業計画、港湾計画、Industry Parkの動向等を考慮して検討すること。なお、ココポとラバウルを結ぶ沿岸道路等は、上述の通り、大雨のたびに道路脇の急峻な斜面から土砂が大量に流入し、復旧まで道路を活用できない状況となる。そのため、道路計画では、減災のコンセプトも考慮し、沿岸道路の改善・運営方法等を含め複数案を比較の上、検討すること。

5) 空港計画

同地区の空港であるトクア空港については、JICAは、2018年から2019年に「トク

ア空港整備事業基礎情報収集・確認調査」を実施している。また、これに続き2019年10月から2021年8月の予定で「トクア空港整備事業協力準備調査」を実施している。よって、本事業では、これら調査結果を活用し、空港計画においては追加の検討などは想定しない。

6) 上水計画

上水計画においては、今後の人口増加及び土地利用計画を踏まえ、給水タンク設置位置、及び上水ネットワーク等の検討を行う。また、目標年（2032年）以降を見据えた場合、現在の水源の拡張等の様々な案が考えられることから、今後の開発方針についても提言を行う。

7) 電力計画

電力計画については、ココポ地区及びラバウル地区の市街地を対象に行う。

同地区の発電は、同地区では、ワランゴイ水力発電所（定格容量10MW）による電力を活用していたが、2013年に取水施設の沈砂池が洪水の土砂により埋没し取水ができなくなり、稼働していない。その代わりに、現在、ディーゼル式発電所により発電しているが、発電容量の不足により、市内では停電が頻発している。かかる状況を踏まえ、アジア開発銀行は、ワランゴイ水力発電所改修工事を予定している。また、Energy Sector Development Projectの一つとして、同地区の送電・変電施設の改良、新設、中圧配電線の改修計画を行う予定としている。

そのため、本事業の電力計画においては、今後の人口増加及び土地利用計画を踏まえ、これらADBの計画をレビューするとともに、必要に応じて補足提案を行ったうえでインフラ開発計画にまとめる。また、ワランゴイ水力発電所の改修がなされると、目標年（2032年）に向けては、同水力発電所と既存ディーゼル発電による電力供給で賄える状況となるが、それ以降を見据え、追加の水力発電所や再生可能エネルギーの可能性について提言を行う。

(6) 戦略的環境アセスメントについて

本業務においては、戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment: SEA）の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討を行い、その結果を土地利用計画及びインフラ開発計画に反映させる。また、各インフラの整備の計画の具体性やスケジュールを踏まえて合理的な範囲内でステークホルダー協議及び住民協議を行い、その結果をSEAに反映させる。

なお、パプアニューギニアにはSEAにかかるガイドラインは存在しないことから、SEAの実施においては、既存の法令及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA環境社会配慮ガイドライン」）を踏まえ、SEAの作成及び承認手続きを行う。²

(7) Pre-F/Sについて

インフラ開発計画で提案されたプロジェクトの実施の促進に向けて、最優先と考えられるプロジェクトについてPre-F/Sを実施する。このプロジェクトの選定に当たっては、確実な案件形成のために、カウンターパート機関、及びJICAとも密に意見交換を行いながら実施すること。なお、現状においては、港湾ないしは道路案件が候補と想定される。また、プロポーザルにおいては、Pre-F/Sの実施のた

² プロポーザルにおいては、環境社会配慮の再委託費として700万円を計上すること。

めに3.0MMを計上すること。

なお、Pre-F/S決定後に、自然条件調査等の追加の調査が必要であれば、契約変更を行うことを想定する。

また、現在、我が国資金協力に係る業務（協力準備調査に相当する業務）は想定していないが、本調査検討の結果によっては同業務を含めて実施する可能性がある。同業務を行う場合には、その規模・内容によっては契約変更にて対応する予定であるが、プロポーザルにおいては、この契約変更が生じた場合の要員計画、必要団員の配置についても提案すること。なお、無償資金協力の場合には本体実施コンサルタントとして推薦する可能性があることにもあわせて留意する。

（8）パイロットプロジェクトについて

本事業は、ココポ地区及びラバウル地区の市街地を主な対象としているが、これら地域の人口は約4万人程度である。このような、小さなエリアの計画となることから、パイロットプロジェクトとして、地域住民を巻き込むエリアマネジメントの手法等を取り入れ、地域の魅力向上に向けた取り組みを行う。パイロットプロジェクトの実施内容などについては、カウンターパートと協議をして決定することになるが、プロポーザルにおいては、現在考えられるアイデアを提案すること。³

（9）本邦研修

インフラ開発計画及び整備における日本の取り組みを紹介することを目的に本邦研修を実施する。研修地については、ココポ地区・ラバウル地区と同規模の日本の離島等を想定する。また、実施規模は、10名程度、2週間を想定し、計1回を想定する。

（10）技術移転について

実施機関となるENBPは、「ENBP-EDP」や「ENBP-SDP」をAusAIDの専門家のアドバイスを踏まえ、自ら作成している。また、詳細計画策定調査の協議においても、プロジェクト名を自分たちの手で決めたいと要望する等、主体的に取り組む姿勢を示している。そのため、本業務を実施するにあたっては、プロジェクト活動期間を通じたOn the Job Training(OJT)やワークショップ、セミナーをバランスよく配分して実施するよう配慮し、実施方法については、プロポーザルにて提案すること。

（11）現況調査について

本業務は、目標年を10年後とした中期計画であり、対象地域も限定されることから、大規模な交通調査等は想定しない。一方、ココポ-ラバウル間や背後圏の人流・物流や、ラバウル港の入港数、品目別貨物量等、現状を把握するための調査については、プロポーザルにおいて提案すること。⁴

（12）治安への配慮

パプアニューギニアは、ワントークと呼ばれる部族間の争いで死傷者が出るなど、治安が不安定な面がある。特に、カスタマリーランドと言われる部族の土地は争いの火種となっている。本事業の対象地域は、治安が安定している地域であるが、土地利

³ プロポーザルにおいては、実施費用（MM含まず）として1,000万円を計上すること。

⁴ プロポーザルにおいては、経費として1,000万円を計上すること。

用計画やインフラ開発等の検討においては、土地の権利に関わる検討も考えられることから、本事業の実施に当たっては、治安情報やローカルコミュニティとのやり取り等について、JICAパプアニューギニア事務所及び実施機関のアドバイスを踏まえ慎重に実施すること。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」をふまえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) 調査全体の基本方針・内容・方法の検討

詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。

3) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成し、内容に関しJICAの承認を得る。

4) プロジェクト実施体制の構築

S/C、WGの設置、社会的・環境的な影響を受ける主要な関係者とのパブリックコンサルテーション及びステークホルダーミーティングの実施、プロジェクトを実施するためのC/Pの適切な配置等について、C/P機関と調整を行う。

5) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、協議議事録（R/D）で確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。また、ENBP及び関係機関とともにS/Cを開催し、S/Cメンバーと問題意識を共有するとともに、次回S/Cまでの調査実施方針を確認する。

(2) 既存関連情報のレビュー

対象地域におけるインフラの現況把握を目的に、既存計画・調査結果の収集、レビューを実施するとともに、現地踏査を行う。

1) 社会経済概況、財務状況、自然条件の把握

2) 国家計画、空間計画、産業政策（観光含む）、関連する開発政策、関連法令等のレビュー

3) ENBP及び主要関係機関のレビュー（組織、人数、実施体制（官民の役割分担含む）、年間計画等）

4) 既往・実施中・計画中の関連プロジェクトの調査

5) 新興国を含む他ドナーの活動状況、関連プロジェクトの調査

6) 環境社会配慮や用地取得等関連する法制度及び組織の枠組み調査

7) 関連する基準等（道路基準等）の調査

8) その他プロジェクトに関連する既往のデータ及び情報の把握

(3) ENBP-EDP並びにENBP-SDPのレビュー

ENBPは、AusAIDの専門家のアドバイスを受けながら自らの手で「ENBP-EDP」及び「ENBP-SDP」を作成した。そして、現在、ローカルコンサルタントを雇い、既存の「ENBP-EDP」並びに「ENBP-SDP」の評価報告書を作成している。一方、ENBPとしては、ローカルコンサルタントによる評価報告書の妥当性を客観的に把握すること望んでいる。そのため、本事業では、評価報告書のレビューを行い、開発計画の改善に向けたアドバイスを行うこととしている。なお、ENBPは、現在、「ENBP-EDP」及び「ENBP-SDP」を活用しつつ、中央政府に策定を求められている「Provincial Medium Term Development Plan」の策定を検討していることから、本活動を行う際には、この策定にかかるアドバイスも行う。

(4) 既存インフラの状況確認及び現況調査の実施

上記(2)の既存データを最大限活用し、対象地域の既存インフラの状況やその活用状況について確認する。同方針のもと、プロポーザルにて、本プロジェクトで実施すべき具体的な調査内容、項目、方法、スケジュール等について提案する。また、人流・物流などを把握するための現況調査は現地再委託を認める。

(5) ベースマップの作成、及びGISデータの整備

対象インフラのネットワークや主要施設の配置を検討するために、対象地域全域を含めたベースマップを作成する。また、このベースマップを活用し本インフラ開発計画の情報を含めたGISデータを整備する。

(6) 上位計画を踏まえた開発ビジョンの策定

対象地域のインフラ開発計画を策定するにあたり、上位計画や既存関連計画を踏まえ、開発ビジョン・戦略を策定する。これらは、今後、同地域のインフラ開発を進める際の目指すべき方向性を示すことから、ENBPが主体的に検討・策定できるように留意すること。

(7) 社会経済フレームの策定

人口、並びに経済成長を含む社会経済フレームは、「ENBP-EDP」並びに「ENBP-SDP」等の既存資料をベースとするが、これらの既存開発計画は、策定後10年程度経っていることを踏まえ、レビューを行い、必要に応じてアップデートを行う。

(8) 産業開発計画のレビュー

幹線道路、港湾、空港などの広域インフラは、同地域の物流を支えるものとなることから、広域インフラの検討のために、既存の産業計画（特に、農業、観光業等）やIndustry Parkの検討状況をレビューする。また、上記(4)で実施する現況調査を踏まえて、主要産業における目指すべき姿、目標などを提案する。

(9) 広域インフラの検討

1) 港湾配置計画の検討

ラバウル港の現状、ココポとラバウルを結ぶ沿岸道路の維持管理の状況、既存計画等を踏まえ、地域の空間計画の視点から港湾の配置計画の検討を行う。なお、同検討は、対象地域に与える影響が大きいことから、ENBPのみならず、関係機関と丁寧な協議を重ね検討を実施する。

2) 幹線道路ネットワークの検討

広域インフラの一つとなる幹線道路ネットワークを検討する。幹線道路は、地域の物流を支える重要なインフラとなることから、産業開発計画やIndustry Parkの計画などを踏まえて検討する。また、パプアニューギニアの道路基準等を踏まえ、道路幅員や必要車線数等を提案する。

3) 空港計画

JICAが実施した「トクア空港整備事業基礎情報収集・確認調査」、並びに現在実施中の「トクア空港整備事業協力準備調査」の結果を踏まえ、空港計画をまとめる。

(10) プロGRESSレポートの作成・説明・協議

上記(2)から(9)までの結果についてプロGRESSレポートとして取りまとめ、JICAと協議を行う。その結果を踏まえてパプアニューギニア側C/PとS/Cを開催し、プロGRESSレポート(案)の内容について説明・協議し、了解を得る。

(11) インフラ開発計画の策定

1) 港湾計画の検討

上記(9) 1) 港湾配置計画を踏まえ、港湾計画(既存港湾の改修計画若しくは新規港湾の整備計画)を検討する。

2) 幹線道路ネットワーク

上記(9) 2) 幹線道路ネットワークを踏まえ、幹線道路ネットワーク並びに道路の維持管理方法について提案する。なお、ココポとラバウルを結ぶ沿岸道路等周辺環境が厳しい道路が多いことから、減災のコンセプトも考慮し、既存道路の改修方法、及び維持管理方法を検討する。

3) 空港計画

上記(9) 3) 空港計画を踏まえ、取りまとめる。

4) 市街地の土地利用計画の更新

ココポ地区・ラバウル地区市街地の人口増加、市街地の拡大状況を踏まえ、既存の土地利用計画を活用し、ココポ地区、またラバウル地区の市街地及びその周辺部の土地利用計画を更新する。但し、上記5.(12)記載のとおり、土地権利に関わるため、ゾーニングの線引きについてはENBPAが実施し、調査団が行わないよう留意すること。

5) 市街地道路ネットワーク計画

上記4)市街地の土地利用計画を踏まえ、ココポ地区及びラバウル地区の市街地を対象に道路ネットワーク計画を検討する。

6) 上水計画

上記4)市街地の土地利用計画、及び今後の人口増加等を踏まえ、ココポ地区及びラバウル地区の市街地を対象に、給水タンク設置位置、及び上水ネットワーク等の検討を行う。また、目標年(2032年)以降を見据えた、開発方針について提言を行う。

7) 電力計画

ココポ地区及びラバウル地区の送電・変電施設の改良、新設、中圧配電線の改修計画は、ADBが実施するEnergy Sector Development Projectにおいて検討される予定である。そのため、同プロジェクトの進捗を確認するとともに、上記4)市街地の土地利用計画、及び今後の人口増加等を踏まえ、送電・変電施設の改良、新設、中圧配電線ネットワークについてレビューする。また、目標年(2032年)

以降に向けて、追加の水力発電所や再生可能エネルギーの可能性について提言を行う。

8) インフラ開発計画の取りまとめ

上記の各セクターの計画で整理されたプロジェクト群について、経済的観点、技術的観点、環境社会配慮的観点等の複数の観点から評価し、優先順位付けを行う。また、これらの計画／プロジェクトについて経済・財務的な観点からの評価を行い、実施スケジュールを整理する。また、想定される各プロジェクトに必要な用地取得や環境社会配慮等の先方政府にて必要な手続きを確認しつつ、各プロジェクトの実施機関における実施体制、運営維持管理体制にかかる提案を行う。

(12) 戦略的環境アセスメントの考え方に基づく環境社会配慮調査の実施

本プロジェクトはJICA環境社会配慮ガイドライン上、環境カテゴリBに分類されていることから、戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。主な調査項目は以下の通り。

- ① 土地利用計画、インフラ開発計画に関する基本コンセプト等の目的・目標の環境社会配慮面からの検討
- ② 諸制約のなかで、本プロジェクトの下で作成される諸計画等の目的を達成するための代替案の検討（プロジェクトを実施しない場合の案を含む）
- ③ 本事業の下で作成される諸計画等の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- ④ スコーピング（上記諸計画等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ⑤ ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、自然保護・文化遺産保護区域、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- ⑥ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境社会配慮（環境影響評価、用地取得・住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - イ) パプアニューギニアの過去の類似案件における環境社会配慮文書やその実績（モニタリング結果や報告書等）（他ドナーによる支援事業を含む）
 - ウ) JICA環境社会配慮ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - エ) 関係機関の概要
- ⑦ IEEレベルの調査に基づく影響の予測（環境社会影響のみならず、用地取得及び住民移転の有無・規模・対応方針案の検討を含む）
- ⑧ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑨ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑩ モニタリング方法の検討
- ⑪ ステークホルダー会合の開催（実施目的、開催時期、開催場所、参加者、参加者数、内容、開催手法等の検討）
- ⑫ パイロットプロジェクトの環境社会配慮調査（重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成）

(13) Pre-F/Sの選定

インフラ開発計画で提案されたプロジェクトの中で、最優先と考えられるプロジェクトをPre-F/S対象プロジェクトとして選定する。この選定に当たっては、確実な案件形成のために、カウンターパート機関、及びJICAとも密に意見交換を行う。

(14) インテリムレポートの作成・説明・協議

上記(2)から(12)までの結果についてインテリムレポートとして取りまとめ、JICAと協議を行う。その結果を踏まえてパプアニューギニア側C/PとS/Cを開催し、インテリムレポート(案)の内容について説明・協議し、了解を得る。

また、Pre-F/Sの対象プロジェクトについても、このタイミングで実施するS/Cにおいてパプアニューギニア側C/Pから了解を取り付ける。

(15) Pre-F/Sの実施

上記(13)で選定された最優先プロジェクトについてPre-F/Sを実施し、プロジェクトの規模、概算コスト、スケジュールを検討する。

(16) パイロットプロジェクトの実施

本事業は、地域人口約4万人程度を対象にした計画である。このような、小規模なエリアの開発計画となることから、インフラ開発計画の提案内容を踏まえつつ、地域住民を巻き込むエリアマネジメントの手法等を取り入れ、地域の魅力向上に資する取り組みをパイロットプロジェクトとして実施する。

(17) 本邦研修の実施

インフラ開発計画及び整備における日本の取り組みを紹介することを目的に本邦研修を実施する。

(18) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

上記(2)から(17)までの結果についてドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、JICAと協議を行う。その結果を踏まえてパプアニューギニア側C/PとS/Cを開催し、ドラフト・ファイナルレポートの内容について説明・協議し、了解を得る。

(19) ファイナルレポートの作成・説明・協議

ドラフト・ファイナルレポートに対するパプアニューギニア側からのコメントを踏まえ、加筆・修正を加え、JICAの確認を得た後に、ファイナルレポートとしてJICAに提出する。また、策定されたインフラ開発計画が、ENBP-EDPの公式な別添資料として承認され、また国家並びに州における「Medium Term Development Plan」に取り込まれるよう支援する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文33部、和文3部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

2) プログレスレポート

記載事項：現状のレビュー結果、現況調査、開発ビジョン、社会経済フレーム、産業計画レビュー、広域インフラ等

提出時期：調査開始7ヶ月後を目処

部 数：英文33部、和文3部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

3) インテリムレポート

記載事項：港湾計画、空港計画、道路ネットワーク計画、土地利用計画、市街地道路ネットワーク計画、上水計画、電力計画、SEA等

提出時期：調査開始12ヶ月後を目処

部 数：英文33部、和文3部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：現地業務終了時（調査開始20ヶ月後を目処）

部 数：英文33部、和文3部、和文要約3部（全て簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するパプアニューギニア側コメント提出から1ヶ月以内

部 数：英文33部、和文3部、
英文要約33部、和文要約3部（全て製本）
CD-R3部

上記の英文報告書33部の内30部をパプアニューギニア側C/Pに提出する。英文3部、和文3部はJICAに提出すること。

また、C/P機関及び関係機関との円滑な協議やワークショップの実施を進めるため、必要に応じてプレゼン資料や各種資料の訳語版を作成すること。同必要経費は本見積りに含めるものとする。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部 数：和文3部（簡易製本）

2) プロジェクト活動業務報告書

記載事項：JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告

提出時期：翌月10日まで

部 数：和文1部

3) 議事録等

C/P機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録（MM）作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内与党をとりまとめ、10日程度のうちにJICAに提出する。JICAパプアニューギニア事務所におけるミーティングについても同様とする。

4) 広報用資料

記載事項：本プロジェクトの概要

提出時期：ドラフト・ファイナルレポート提出時

部 数：A4 2-4枚程度を和文10部、英文50部、電子データ（様式指定なし）

5) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リスト添付のうえ、JICAに提出する。

6) 調査用資機材等取得明細表

調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）にJICAに提出する。

7) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

①業務フローチャート

②業務人月表

③研修員受入れ実績

④調査用資機材実績（引渡リスト含む）

⑤合同調整委員会議事録等

⑥その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）

第4 業務実施上の条件

1. 調査工程

2020年10月上旬より業務を開始し、2021年5月下旬を目途にプログレスレポートを提出する。2021年10月下旬を目途にインテリムレポートを提出する。また、2022年6月初旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2022年9月初旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約35M/M

（2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 業務主任者／開発計画（2号）
- 2) 都市計画1
- 3) 都市計画2（ベースマップ）
- 4) 港湾計画（3号）
- 5) 運輸計画（道路、空港）（3号）
- 6) 上水計画
- 7) 電力計画
- 8) 社会経済分析・産業計画
- 9) 環境社会配慮
- 10) パイロットプロジェクト／研究計画

3. 相手国の便宜供与

協議議事録（R/D、M/M）を参照のこと。

4. 配布資料

配布資料：詳細計画策定調査報告書、詳細計画策定調査時収集資料

5. 機材の調達

インフラ開発計画策定にかかる必要な機材やソフトウェアがあれば調達し、計画策定の過程でそれら機材・ソフトウェアを用いてOJTを行う。必要な機材やソフトウェアについては、本プロポーザルでは便宜的に200万円定額計上して提案する。正式には現地でのCPの能力アセスメントの結果を踏まえて調達する機材及びソフトウェアを決定する。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。これら機関に対する再委託の妥当性については、JICA事務所や現地で活動する企業等から情報を収集し、慎重に検討すること。費用として、本プロポーザルでは、現況調査にかかる費用は1,000万円、環境社会配慮にかかる費用は700万円として便宜的に定額計上すること。

- ・ 現況調査
- ・ 環境社会配慮調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上